

事業者緊急支援事業（あきる野市事業者緊急支援給付金事業《一般型》）実施要綱

（※2018年12月31日以前に開業された方）

内 容

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している中小企業者で、以下の要件を満たす事業者の方に20万円の事業者緊急支援給付金を給付します。

対象者

下記に掲げる全ての要件を満たす事業者

- 1) あきる野市内に主たる事務所または事業所を置く中小企業基本法の基づく中小企業者で、事業により事業収入（売上）を得ている方。（法人については登記があきる野市、個人事業主については住民票があきる野市にある方。登記または住民票が市内にはないが支店等があり、あきる野市に(法人)市民税を納税している方は納税証明書のご提出を頂くことにより対象となります。）
- 2) 2020年1月から12月のいずれかの月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している方（白色申告等を行っていて、前年の月次事業収入を確認できない場合は、前年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。）
- 3) 国の持続化給付金の給付対象とならない方
- 4) 給付申請時において、今後も事業を継続する意志を有している方

※また、以下の（1）又は（2）に該当する方は、給付対象外になります。

- （1）暴力団等の反社会勢力または反社会勢力との関係を有する方
- （2）政治団体、宗教団体、その他給付金の趣旨・目的に照らして適当でないとかきる野商工会長が判断した方。

給付金額

20万円

申請方法

所定の申請書及び誓約書に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、あきる野商工会本所または支所への郵送提出。または窓口提出。（3密防止のため、なるべく郵送提出（簡易書留）をお願いいたします。）

[本所]〒197-0804 あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア3階 電話番号042-559-4511

[支所]〒190-0164 あきる野市五日市411（五日市出張所2階） 電話番号042-596-2511

※申請は1法人・1個人事業主につき1回限りとします。

添付書類

書類名	備考
(1) 事業を営んでいることが確認できる書類 ※	直近の確定申告書（税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの）・決算書（白色申告の方は収支内訳書）及び業種に係る許可や免許を適正に取得していることがわかる書類（写し可） ※飲食店営業許可証、酒類販売免許 等
(2) 売上減少となった月の売上を証する書類	帳簿類の写し等（例：総勘定元帳、売上台帳）
(3) 売上減少となった月の比較月の売上を証する書類	帳簿類の写し等（例：総勘定元帳、売上台帳）
(4) 登記簿謄本	※法人のみ
(5) 代表者の本人確認書類 ※	代表者の運転免許証の写し等
(6) 口座確認書類	申請書兼請求書に記載した振込先指定口座の『表紙』と『1ページ目と2ページ目』の写し。又は電子通帳の画面を印刷したもの
(7) 申請書兼請求書 [別紙1]《一般型》	※白色申告等を行っていて、前年の月次事業収入を確認できない方は、 [別紙1]《一般型》『白色申告等を行っている方』 の様式にて申請（請求）してください。
(8) 誓約書 [別紙2]	
(9) (法人) 市民税の納税証明書 (注：必要な方のみ)	登記または住民票が市内にはないが支店等があり、あきる野市に(法人)市民税を納税している方のみ

※あきる野商工会会員事業所については『(1) 内の営業許可書等 (4) 及び (5)』を省略することが可能

申請期間

令和2年6月22日（月曜日）から令和3年2月12日（金曜日）まで（郵送の場合は当日消印有効）

その他

申請受付後、書類等に不備がなければ2～4週間程度で給付いたします。